

■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務手数料(島原市)

口認定手数料は、建築物(住宅の有無等)及び認定対象部分の区分別で、以下のとおりです。

別表第3 第5項

別表3 第5

①戸建住宅(非住宅部分を有するものを含む。)の住宅のみの場合

②共同住宅等(※1)及び複合建築物(※2)の住戸のみの場合(※3)

認定住宅の戸数の区分		ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)		33,000	4,000
共同 他住 宅等	1戸超 5戸以下	67,000	9,000
	5戸超 10戸以下	94,000	15,000
	10戸超 25戸以下	133,000	26,000

※1…:共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。(以下同じ)

※2…:共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

※3…:住戸の認定に併せて、下記の③又は④に掲げる申請を行う場合は、手数料は③又は④による。(以下同じ)

③共同住宅等の住棟全体の場合

共用部分の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
300㎡以内	住戸数による ②の金額 + 106,000	住戸数による ②の金額 + 9,000
300㎡超 500㎡以内	" + 134,000	" + 16,000

④複合建築物又は一戸建て住宅(非住宅部分を有するもの)の建築物全体の場合

建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
複合建築物における共同住宅等の共用部の面積による③(※4)と非住宅部分の面積による⑤の区分	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額

※4…:一戸建て住宅の場合は、①による。(以下同じ)

⑤非住宅建築物の建築物全体の場合

非住宅建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※5)の場合】	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000
300㎡超 500㎡以内	291,000 (134,000)	16,000

※5…:工場等とは、国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。(以下、同じ。)

別表第3 第6項

①戸建住宅(非住宅部分を有するものを含む。)の**住宅のみ**の場合②共同住宅等(※1)及び複合建築物(※2)の**住戸のみ**の場合(※3)

認定住宅の戸数の区分		ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)		16,500	2,000
共同住宅等	1戸超 5戸以下	33,500	4,500
	5戸超 10戸以下	47,000	7,500
	10戸超 25戸以下	66,500	13,000

③共同住宅等の**住棟全体**の場合

共用部分の床面積区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)による区分		
300㎡以内	住戸数による ②の金額 + 106,000	住戸数による ②の金額 + 9,000
300㎡超 500㎡以内	" + 134,000	" + 16,000

④複合建築物又は一戸建て住宅(非住宅部分を有するもの)の**建築物全体**の場合

建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
複合建築物における共同住宅等の共用部の面積による③(※4)と非住宅部分の面積による⑤の区分	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額

⑤非住宅建築物の**建築物全体**の場合

非住宅建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※5)の場合】	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)の合計		
300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000
300㎡超 500㎡以内	291,000 (134,000)	16,000

上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.10を乗じた額を加算する。)